

1 これまでの経過

- 平成12年6月 改正社会福祉法施行
 - ・平成15年4月以降、都道府県は「地域福祉支援計画」を、市町村は「地域福祉計画」を策定することを規定（ただし、策定は任意）

- 大阪市地域福祉計画（第1期：平成16～20年度、第2期：平成21～23年度）

- ・市域を対象として、地域福祉の具体的推進方策を記載
- ・各区の地域福祉アクションプランの推進と、市全体での支援方法を記載

- 大阪市地域福祉推進指針（平成24年12月～）

- ・各区における地域福祉の推進のための「方向性」のみ局が区へ提示
- ・指針の方向性をベースとして、各区の実情に応じて区地域福祉ビジョンを策定
- ・区独自の福祉施策・事業の充実

- 区地域福祉ビジョンの策定状況（平成28年12月現在）

策定済み	15区	北、港、西淀川、淀川、東淀川、東成、生野、旭、城東、鶴見、阿倍野、住之江、東住吉、平野、西成
策定作業中	7区	福島、此花、中央、西、大正、浪速、住吉
策定予定	2区	都島、天王寺

- 区独自の福祉施策・事業の状況（平成29年度予算）

1 2 4 事業 6億4,900万円

<区の見解>

- ・各区に共通する福祉課題や法改正等への対応は、統一的な解釈や最低限実施すべきものを局で定め各区へ具体案を示して欲しい。
- ・区はその上で地域の実情に応じた取組を進めて行く。

<社会福祉審議会 地域福祉専門分科会の意見>

- ・都道府県が市町村を支援するため「地域福祉支援計画」を策定しているように、本市においても各区を支援するための「地域福祉支援計画」の策定が必要。
- ・市全域において広域的に共通した取組を進めるため、市レベルの計画が必要。

平成28年7月15日 社会福祉審議会 地域福祉専門分科会において承認

- ・各区の取組をさらに強力に支援するため、大阪市地域福祉基本計画を策定する
 - ・高齢・障がい等の計画と整合性を図るため、計画期間を平成30年度～32年度とする
 - ・地域福祉専門分科会のもとに、計画策定のための部会を新設する
 - ・地域福祉専門分科会の委員に、市民や各福祉分野の代表者等を追加する
- なお、平成28年8月9日に吉村市長へ新たな計画を策定することについて説明済み

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
地域福祉計画										
地域福祉基本計画		第2期地域福祉計画	地域福祉推進指針					地域福祉基本計画		
高齢者保健福祉計画		第4期計画	第5期計画	第6期計画						
介護保険事業計画		第4期計画	第5期計画	第6期計画						新たな計画
障がい者支援計画			障がい者支援計画（2024年度開始）							
障がいの福祉計画		第3期障がいの福祉計画	第4期障がいの福祉計画							新たな計画

2 地域福祉基本計画について

●計画策定の体制について

【 庁 内 会 議 】

<新設>

地 域 福 祉 連 絡 会 議	
・委員長	福祉局長
・副委員長	生活福祉部長
	こども青少年局 子育て支援部長
・委員	区保健福祉センター 課長会代表 7 名
	関係局課長級職員 33 名
・オブザーバー	区長会議代表 2 名
	市社会福祉協議会

(計46名)

<新設>

地 域 福 祉 基 本 計 画 策 定 作 業 チーム	
・メンバー	関係局係長級職員
(計画の柱ごとに作業チームを設置)	

【大阪市社会福祉審議会】

<委員を追加>

地 域 福 祉 専 門 分 科 会	
・委員構成	学識経験者 4 名
	地域関係団体 4 名
<今回追加した委員>	
	各福祉分野代表 4 名
	保健・医療分野代表 1 名
	NPO代表 1 名
	市民（公募）委員 2 名
	市民民生保健委員長 1 名

(計17名)

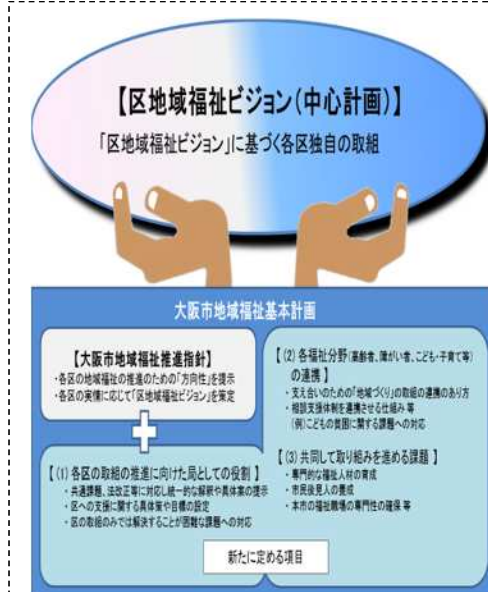
<新設>

地 域 福 祉 基 本 計 画 策 定 ・ 推 進 部 会	
・委員構成	学識経験者 3 名
	職能団体 2 名
	相談支援機関 4 名

(計9名)

必要に応じて、当事者や活動の担い手等にオブザーバー参加を求めたり、座談会を開催する

●各区の取組支援のイメージ図



●新たな計画の主な検討の視点について

- ・相談支援体制の整備
- ・福祉人材の育成確保
- ・権利擁護の取組
- ・生活困窮者への自立支援
- ・区や地域の実情に応じた取組を支援するための市としての役割
- ・各区に共通する福祉課題や法改正への対応
- ・支え合いのための地域づくり
- ・ICTを活用した地域づくり等の可能性

●国の動向について

- 平成29年2月7日厚生労働省
 - 「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）を公表
 - 改革の骨格
 - ・地域課題の解決力の強化
 - 地域福祉計画が努力義務化
 - 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築
 - ・地域を基盤とする包括的支援の強化
 - ・地域丸ごとのつながりの強化
 - ・専門人材の機能強化・最大活用

●計画策定スケジュール

- ・平成29年4月～10月中旬 地域福祉基本計画策定・推進部会（計画素案の検討）
- ・平成29年10月下旬 地域福祉専門分科会（計画素案の審議）
- ・平成29年12月～ パブリック・コメント実施
- ・平成30年2月～3月 地域福祉専門分科会（計画案の審議）
- ・平成30年4月 計画施行